

1、評価証明書について

|               |  |
|---------------|--|
| 内容等           | <p>評価証明書は、固定資産課税台帳に登録されている固定資産（土地・家屋）の所在地や面積、評価額等を証明するものです。<br/>                 証明書1枚につき200円、2枚目以降50円増し</p>   |
| 申請等に必要なもの     | <p>納税義務者本人（同一世帯の親族）又は納税管理人の請求<br/>                 ・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの<br/>                 相続人の請求<br/>                 ・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの<br/>                 ・ 相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等）<br/>                 法定代理人（成年後見人等）の請求<br/>                 ・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの<br/>                 ・ 選任を証する書類等<br/>                 税理士の請求<br/>                 ・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの<br/>                 ・ 税理士法第30条に定める税務代理の権限を有することを証する書類<br/>                 破産管財人や賦課期日後に資産を取得した者等固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定めるものの請求<br/>                 ・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの<br/>                 ・ 選任を証する書類又は所有の移転が証明できる書類（登記事項証明書等）等<br/>                 弁護士及び司法書士の請求<br/>                 ・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの<br/>                 ・ 「固定資産評価証明書の交付申請書」（統一様式：職印の押印と使用目的及び物件の指定が必要）<br/>                 借地非訟事件の申立手数料額の算定資料としての請求<br/>                 ・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの<br/>                 ・ 申立書と証拠書類（借地契約書等）<br/>                 訴訟物の価格の算定資料としての請求<br/>                 ・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの<br/>                 ・ 訴状（原本）<br/>                 民事調停の申立手数料額の算定資料としての請求<br/>                 ・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの<br/>                 ・ 調停申立書と証拠書類（借地契約書等）<br/>                 仮差押及び仮処分の命令申立書の添付書類として請求<br/>                 ・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの<br/>                 ・ 申立書と証拠書類（売買契約書等）<br/>                 宅地建物取引業者の請求<br/>                 ・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの<br/>                 ・ 固定資産課税台帳の閲覧及び評価証明書の取得の特約事項が記載された媒介契約書</p> <p>代理人が請求する場合は、上記いずれの場合も、代理人本人を確認できる運転免許証等及び代理人であることの書類（委任状等）が必要です</p> <p>郵送による請求の場合、<br/>                 1 市税証明請求書（連絡先電話番号は必ず記入してください）及び請求者本人を確認できる書類（納税通知書、運転免許証など）のコピーを添付してください。<br/>                 2 同封するもの<br/>                 証明手数料分の「定額小為替」（郵便局で購入してください）<br/>                 返信用として請求者の宛名を記入し、切手を貼った返信用封筒<br/>                 その他請求事由により必要となる書類（上記を参照）</p> |
| 注意事項          | <p>法人の場合、請求書又は委任状等への押印は、代表者印でお願いします</p>  |
| 行政手続法（条例）等の基準 | <p>地方税法第382条の3 地方税法施行令第52条の15<br/>                 奄美市手数料条例</p>  |